令和８年度「東京都環境影響評価審議会」第３回総会　議事録

■日時　　令和８年７月 28 日（火曜日）午前 10 時 00 分～午前 10 時 55 分

■場所　　対面及びオンラインの併用

■出席委員

片谷会長、山下第一部会長、宗方第二部会長、安立委員、尾崎委員、玄委員、袖野委員、高橋委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、水本委員、森川委員、保高委員、渡部委員、渡邉委員

■議事内容

１　答申

「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案

⇒　評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに【騒音・振動】及び【景観】に係る指摘事項について留意するべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

「国立都市計画道路３・３・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」環境影響評価書案

⇒　評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに【騒音・振動】及び【生物・生態系】に係る指摘事項について留意するべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒　評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに【騒音・振動】、【水循環】、【風環境】及び【景観】に係る指摘事項について留意するべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

「（仮称）京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価書案

⇒　評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに【騒音・振動】に係る指摘事項について留意するべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

２　受理関係

⇒　別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受　理　報　告（7月）

区　　分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1　環 境 影 響 評 価 書	池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業	令和８年６月 30 日
2　変　　更　　届	大井町駅周辺広町地区開発	令和８年６月 15 日
3　着　　工　　届 （事後調査計画書）	（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト	令和８年７月６日

令和８年度

東京都環境影響評価審議会

第三回総会

速記録

令和８年７月２８日（火）

対面及びオンラインの併用方式

（午前10時00分　開会）

○石井アセスメント担当課長　定刻になりました。本日は東京都環境影響評価審議会総会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日の進行は、アセスメント担当課長の石井が務めます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。本日、委員 21 名のうち 13[1]名の出席をいただいており、定足数を満たしております。

なお、本日、片谷会長が急遽遅れるという御連絡があったため、山下部会長に進行をお願いしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○山下第一部会長　おはようございます。第一部会長の山下です。代行して務めさせていただきます。

まず、本日の議事に入ります前に、傍聴人を入室させてください。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

〔傍聴人入室〕

○石井アセスメント担当課長　傍聴人の方、入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、画面に投影いたしますので、適宜御確認ください。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○山下第一部会長　それでは、ただいまから令和８年度東京都環境影響評価審議会第３回総会を開催します。

本日の会議は、答申４件及び受理報告があります。

それでは、次第１の「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件は、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、第二部会長の宗方委員から報告を受けることといたします。よろしくお願いいたします。

○宗方第二部会長　宗方です。よろしくお願いいたします。資料１を御覧ください。

はじめに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○石井アセスメント担当課長　３ページの資料１を御覧ください。それでは、読み上げます。

[1] 途中３名が出席し 16 名となった

令和８年７月 28 日

東京都環境影響評価審議会

会長　片谷　教孝殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長　宗方　淳

「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

第１　審議経過

本審議会では、令和７年 10 月 30 日に「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第２　審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。なお、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うこと。

【騒音・振動】

１　仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音・振動及び工事完了後の列車の走行に伴う鉄道振動について、「現況値を大きく上回らないこと」を評価の指標としているが、「大きく」の程度が不明確であり周辺住民に不安を生じさせるおそれがあることから、より明確な指標について検討し、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。また、周辺住民に対して丁寧な説明を行うこと。

２　計画地に近接して保育園や小中学校等の配慮すべき施設が存在しており、工事予定期間も着工から約 13 年と長期にわたることから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の騒音・振動の低減に努めること。

【景観】

１　「工事の完了後においても主要な景観の構成要素はほとんど変化しない」、「高架化された鉄道は事業区間周辺の街並み景観要素として融合するものと考えられる」とする記載は、地域景観の変化を適切に捉えたものとは言い難い。このため、高架構造物がもたらす景観への影響を適切に考慮した上で、必要に応じて予測・評価を見直すとともに、より具体的な環境保全のための措置を検討すること。

２　高架橋についても、駅舎と同様にデザイン、色彩及び形状等に配慮し、周辺環境や地域景観との調和を図るとともに、これらの検討に際しては地域関係者との十分な意見交換に努めること。

付表については御覧のとおりとなります。

以上となります。

○宗方第二部会長　ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、ＪＲ東日本南武線のうち谷保駅から立川駅間の約 3.7㎞ の区間を連続立体交差化するものです。

対象事業の種類は、「鉄道、軌道又はモノレールの設置」でございます。

本評価書案は、令和７年 10 月 30 日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における３回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民及び事業段階関係市長である国立市長及び立川市長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会を令和８年６月９日に開催し、３名の方の公述がありました。

本件の審議にあたり、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意すること、また、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うことを求めることといたします。

次に答申案の内容について、御説明いたします。

最初に【騒音・振動】の意見ですが、

１点目として、鉄道を高架化するにあたり、一時的に仮線を設置する計画となっていますが、この仮線区間の鉄道騒音・鉄道振動や工事完了後の鉄道振動の評価の指標が「現況値を大きく上回らないこと」とされています。

この指標の「大きく」の程度がどのような値を意味しているのか不明確であり、周辺住民にも分かりづらく不安を生じさせるおそれがあることから、より明確な指標の検討と、住民に対して丁寧な説明を行うことを求めることとしました。

騒音・振動の２点目として、本事業区間の南武線に近接して保育園や学校等が存在しており、また、工事予定期間も約 13 年と長期にわたる計画であることから、更なる環境保全のための措置の検討を求めることとしました。

次に【景観】の意見ですが、

１点目として、鉄道を高架化した結果について「工事の完了後においても主要な景観の構成要素はほとんど変化しない」、「高架化された鉄道は事業区間周辺の街並み景観要素として融合するものと考えられる」と予測されています。

本事業により平地の鉄道が高架の鉄道に変わるという状況においては、この解釈が適切であるとは言い難く、都民の意見でも、疑義の声が寄せられています。このため、高架構造物の景観への影響を適切に考慮するとともに、より具体的な環境保全のための措置の検討を求めることとしました。

景観の２点目として、環境保全のための措置において、駅舎についてはデザイン、色彩及び形状等に配慮するとされていますが、高架橋については特に言及されていないことから、駅舎と同様の配慮を行うこと、またこれらの検討の際には地域関係者との意見交換を行うことを求めることとしました。

以上で私からの報告を終わります。

○山下第一部会長　宗方部会長、ありがとうございます。

ただいまの説明について、委員から御意見等はございますか。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

特に御発言はないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○山下第一部会長　それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○石井アセスメント担当課長　それでは、読み上げます。

８東環審第14号

令和８年７月 28 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長　片谷　教孝

「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案について（答申）

令和７年 10 月 30 日付７環総政第 430 号（諮問第 568 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上となります。

○山下第一部会長　ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。ありがとうございました。

続きまして、「国立都市計画道路３・３・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件も、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、第二部会長の宗方委員から報告を受けることといたします。

よろしくお願いいたします。

○宗方第二部会長　資料２を御覧ください。

はじめに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○石井アセスメント担当課長　それでは、７ページの資料２を御覧ください。読み上げます。

令和８年７月 28 日

東京都環境影響評価審議会

会長　片谷　教孝殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長　宗方　淳

「国立都市計画道路３・３・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

第１　審議経過

本審議会では、令和７年 10 月 30 日に「国立都市計画道路３・３・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第２　審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。なお、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うこと。

【騒音・振動】

１　計画道路は、鉄道立体化が計画されているＪＲ南武線と立体交差する計画であり、事業範囲の一部が重複している。工事の施行中の建設機械の稼働及び完了後の自動車の走行について、立体交差することによる騒音の影響が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底するとともに事業間で連携や調整を図り、近隣住宅や施設への十分な配慮を行うこと。

２　建設機械の稼働に伴う騒音について、評価の指標とした勧告基準値を下回っているが、計画道路周辺には住宅等が近接することから、建設機械の配置を詳細に検討するなど、より一層の環境保全のための措置を講じること。

また、工事の完了後の自動車の走行に伴う騒音は、評価の指標とした環境基準値を下回っているものの現況を大きく上回り、その影響が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、周辺住民に対して十分な説明を行うこと。

【生物・生態系】

計画道路と矢川との交差部を橋梁構造とすることで矢川の流水部の改変を行わず、矢川の水質及び水生生物の生息・生育環境への影響は小さいとしているが、橋梁部の構造、矢川の水路側壁や法面の撤去範囲などが示されていない。このため、橋梁部の構造等を可能な限り明らかにした上で、矢川の水生生物の生息・生育環境の保全に努めるとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。

付表については御覧のとおりになります。

以上となります。

○宗方第二部会長　ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、「国立都市計画道路３・３・15 号中新田立川線」のうち、国立市谷保を起点とし、国立市富士見台四丁目を終点とする延長約 0.5ｋｍ区間において、往復４車線の道路を整備するものです。

対象事業の種類は、「道路の新設」です。

本評価書案は、令和７年 10 月 30 日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における３回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民及び事業段階関係市長である国立市長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会を令和８年６月４日に開催し、５名の方の公述がありました。

本件の審議にあたり、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意すること、また、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うことを求めることといたします。

次に答申案の内容について御説明いたします。

最初に【騒音・振動】の意見ですが、

１点目として、計画道路は、鉄道立体化が計画されているＪＲ南武線と立体交差する計画であり、事業範囲の一部が重複しております。

工事の施行中の建設機械の稼働及び完了後の自動車の走行については、立体交差することによる騒音の影響が懸念され、都民の意見でも、不安視する声が寄せられています。

このため、環境保全のための措置を徹底するとともに事業者間で連携・調整を図った上で、近隣住宅や施設への十分な配慮を求めることとしました。

騒音・振動の２点目として、計画道路の工事の施行中および完了後の騒音の予測については、基準値を下回っているものの、現況を大きく上回る結果となっております。計画道路周辺は、現状、静穏な環境となっておりますが、計画道路の整備により環境が変化することから、環境保全のための措置を徹底していただくとともに、周辺住民に対して十分な説明を行うことを求めることとしました。

次に【生物・生態系】の意見ですが、

計画道路は、矢川を橋梁構造で通過する計画としていますが、評価書案では、橋梁部の構造や、矢川の水路側壁及び法面の撤去範囲などが示されておりません。

評価書案では矢川の水質及び水生生物の生息・生育環境への影響は小さいと評価していますが、橋梁部の構造や施工方法によっては生息・生育環境に変化が生じる恐れがあることから、橋梁部の構造等を可能な限り明らかにした上で、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じることを求めることとしました。

以上で私からの報告を終わります。

○山下第一部会長　宗方部会長、ありがとうございます。

ただいまの説明について、委員から御意見等はございますか。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○山下第一部会長　異議なしとのことですので、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○石井アセスメント担当課長　それでは、読み上げさせていただきます。

８東環審第 15 号

令和８年７月 28 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長　片谷　教孝

「国立都市計画道路３・３・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価書案について（答申）

令和７年 10 月 30 日付７環総政第 431 号（諮問第 569 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上となります。

○山下第一部会長　ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。ありがとうございました。

続きまして、「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件は、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、第一部会長である私、山下から報告をいたします。

資料３を御覧ください。

はじめに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○石井アセスメント担当課長　11 ページの資料３を御覧ください。それでは、読み上げます。

令和８年７月 28 日

東京都環境影響評価審議会

会長　片谷　教孝殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長　山下　りえ子

「(仮称)後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

第１　審議経過

本審議会では、令和７年 12 月 25 日に「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第２　審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。なお、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うこと。

【騒音・振動】

工事の施行にあたっては、計画地周辺に盲学校等の配慮すべき施設が存在していることから、安全確保はもとより、周辺に配慮した環境保全のための措置を検討するとともに、騒音・振動の低減に努めること。

【水循環】

雨水流出抑制対策として雨水貯留槽を設置することとしているが、計画地は神田川の外水氾濫区域内に位置しており、過去に氾濫履歴もあることから、透水性舗装等の雨水浸透施設を設置するなど、より一層の環境保全のための措置に努めること。

【風環境】

1　風環境の予測結果では、敷地内及びその周辺において、現況より風環境が悪化する地点がみられることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

2　防風植栽については、主に計画地北側にまとまって配置する計画となっているが、樹木の生育には適切な樹木間隔や日照の確保が必要であることから、防風植栽の機能が十分に発揮されるよう、適切な生育環境の確保に努めること。

【景観】

回遊式庭園である小石川後楽園といった、代表的な眺望地点からの眺望の変化及び圧迫感の変化の程度に関する環境保全のための措置については、具体的な取組みやその効果が示されていないことから、その内容について図示するなどにより、具体的にわかりやすく記載すること。

付表については、御覧のとおりとなります。

なお、都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため、開催しておりません。

以上となります。

○山下第一部会長　ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、ＪＲ飯田橋駅の北側に位置する、約２ヘクタールの敷地に事業所、住宅、店舗等からなる高層ビルを建築する計画で、高さは約 170mとなっております。

対象事業の種類は、「高層建築物の設置」でございます。

本評価書案は、令和７年 12 月 25 日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。
それ以降、現地視察及び部会における４回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民及び事業段階関係区長である文京区長、新宿区長、千代田区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催しておりません。

本件の審議にあたり、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意すること、また、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うことを求めることといたします。

次に答申案の内容について、御説明いたします。

最初に【騒音・振動】の意見ですが、

本事業の計画地周辺には盲学校等の配慮すべき施設が存在します。そのため、工事の施行にあたっては、安全確保はもとより、工事に伴う騒音・振動の発生に関して、より周辺に配慮した環境保全のための措置を検討するとともに、騒音・振動の低減に努めることを求めることとしました。

次に【水循環】の意見ですが、

本事業では、雨水流出抑制対策として雨水貯留槽を設置することとしていますが、計画地は神田川の外水氾濫区域内に位置しており、また過去に氾濫履歴もあるため、雨水流出対策については慎重かつ丁寧な評価が必要です。このことから、透水性舗装等の雨水浸透施設を設置するなど、より一層の環境保全のための措置に努めることを求めることにいたしました。

次に【風環境】の意見ですが、

１点目として、風環境の予測結果では、敷地内及びその周辺において、現況より風環境が悪化する地点がみられるとともに、評価結果が領域Ｂの上限付近にあり、潜在的に領域Ｃになる可能性のある地点が多数見られます。

このことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じることを求めることとしました。

風環境の２点目として、本事業の防風植栽については、主に計画地北側にまとまって配置する計画となっていますが、樹木の生育には適切な樹木間隔や日照の確保が必要です。

このことから、防風植栽の機能が十分に発揮されるよう、適切な生育環境の確保に努めることを求めることとしました。

最後に【景観】の意見ですが、

本事業の計画地周辺には、回遊式庭園である小石川後楽園といった代表的な眺望地点が存在しますが、それらの代表的な眺望地点からの眺望の変化及び圧迫感の変化の程度に関する環境保全のための措置について、具体的な取組みやその効果が示されていないことから、その内容について図示するなどにより、具体的に分かりやすく記載することを求めることとしました。

以上で私からの報告を終わります。

○石井アセスメント担当課長　片谷会長が到着されましたので、ここからの進行は、片谷会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○片谷会長　ありがとうございます。

到着が大幅に遅れまして、誠に申し訳ございません。

それでは、ただいま説明をしていただきました内容につきまして、御意見等のある方からは、御発言をお願いしたいと存じます。

発言をされます際には、最初にお名前をおっしゃっていただきまして、その上で御発言をお願いいたします。

○片谷会長　これは、東京都内と言いますか、都心部における案件の扱いになっておりまして、特に景観でありますとか、風環境のような、かなり影響の大きい環境要素がございますので、いろいろな面で難しい扱いがございます。そういう状況ですので、もし、御意見等の御発言のある方いらっしゃれば、御発言いただきたいと存じますが、どなたかいらっしゃいますか。

今ここですぐに御発言を希望される方はいらっしゃらないようでございますが、一通り今御説明を既にいただきましたので、その報告をもちまして、この審議会の答申とさせていただきたいと存じますが、その扱いでよろしゅうございましょうか。山下部会長、よろしいですか。何か追加で御発言いただくことがありましたら。

○山下第一部会長　会長、ありがとうございます。答申案に記載された内容のとおりでございますが、項目の内容とともに、現地調査及び各回の審議での質疑等の経過を踏まえて、環境影響評価書を作成するにあたっては、関係住民が一層理解しやすいものとなること、また、事業の実施にあたっては、関係住民や自治体に対し、周知・説明を十分に行うことをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○片谷会長　ありがとうございます。

ほかにご列席の方から、今の山下部会長からご要望という形式で御発言をいただきましたが、何かさらに補足をされるような御意見等のある方がいらっしゃいましたら、御発言いただきたいと存じますが、どなたかいらっしゃいますか。

それでは、特に今この場で御意見等の発言を希望される方はいらっしゃらないようでございますので、先ほど山下部会長がかなり詳しくお話しいただきましたので、ここまでで御発言がありました内容報告

をもちまして、審議会の答申として扱わせていただきたいと存じます。それでよろしゅうございましょうか。

大気が絡みますので、森川委員も関わられる分野ではありますが、何か発言されますか。

○森川委員　特にはございません。

○片谷会長　ありがとうございます。

特段のご異論、あるいは追加の御意見等の御発言が出てきておりませんので、ここまでで御発言いただいた報告等の内容に沿って審議会の答申を確定させていきたいと存じます。それでよろしゅうございましょうか。

〔異議なし〕

○片谷会長　では、特に新たな御発言という形では出てきておりませんので、今まで御発言いただいた内容に基づいて答申書を確定させたいと存じます。

それでは、事務局から答申書を読み上げていただけますか。

○石井アセスメント担当課長　それでは、読み上げます。

８東環審第 16 号

令和８年７月 28 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長　片谷　教孝

「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について（答申）

令和７年 12 月 25 日付７環総政第 550 号（諮問第 570 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

○片谷会長　それでは、ただいま事務局から朗読をしていただきましたので、その趣旨に沿いまして、知事に答申するということにさせていただきたいと存じます。

では、続きまして、「（仮称）京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価書案の答申に係る審議を行いたいと存じます。

この案件につきましても、第一部会で審議をしていただきましたので、その結果について、第一部会長の山下部会長から報告を頂くことにしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○山下第一部会長　山下です。資料４を御覧ください。

はじめに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○石井アセスメント担当課長　15 ページの資料４を御覧ください。それでは、読み上げます。

令和８年７月 28 日

東京都環境影響評価審議会

会長　片谷　教孝殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長　山下　りえ子

「(仮称) 京王重機整備北野工場建替計画」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

第１　審議経過

本審議会では、令和８年１月 30 日に「(仮称) 京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第２　審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。なお、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うこと。

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、工事用車両の走行により交通量が増加することで環境基準値を上回る地点があり、また、計画地周辺には住宅や福祉施設等が近接していることから、環境保全

のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

付表については、御覧のとおりです。

なお、都民の意見を聴く会については、都民の意見の提出がなかったため開催しておりません。

以上となります。

○山下第一部会長　ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、東京都八王子市長沼町に位置する、鉄道車両の整備、保守、改造工事を行う工場において、既存の工場及び同一敷地内にある子会社の工場を段階的に解体することで、新たな工場棟を建設し、工場再編を図るものです。

対象事業の種類は、「工場の設置」でございます。

本評価書案は、令和８年１月 30 日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における４回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、事業段階関係市長である八王子市長及び日野市長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会は、都民の意見書の提出がなかったため、開催しておりません。

本件の審議にあたり、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意すること、また、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うことを求めることといたします。

次に、答申案の内容について、御説明いたします。

【騒音・振動】の意見ですが、

本事業では段階的に建替えを行う工事計画としており、既存の建物の解体から新築工事完了まで約５年間の事業計画となっています。

そのうち、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音については、現況は環境基準を下回っていますが、工事用車両の走行により１地点超過するという評価になっています。

また計画地周辺には住宅や福祉施設が近接しており、以上のことから事業の実施にあたっては、これらの影響を考慮した環境保全のための措置を実施・徹底し、騒音の低減に努めることを求めることとしました。

以上で私からの報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○片谷会長　ありがとうございました。

ただいま山下部会長から説明をしていただきましたが、この説明をしていただいた内容につきまして、御意見等のある方は御発言をいただきたいと存じます。

御発言いただく際には、最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

どなたか御意見等の御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

では、特にこの場で御発言いただく方がいらっしゃらないようでございますので、ただいま報告いただきました内容をもちまして、審議会の方針とさせていただきたいと存じますが、これでよろしゅうございましょうか。

〔異議なし〕

特に御異論等の御発言もないようでございますので、異議なしとご了解いただけたものと認めさせていただきます。

では、それに従いまして、進めさせていただきますので、事務局から答申書を読み上げていただくようにお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長　それでは、読み上げます。

8東環審第17号

令和8年7月28日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長　片谷　教孝

「(仮称) 京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価書案について（答申）

令和8年1月30日付7環総政第616号（諮問第572号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げたとおりとなります。以上となります。

○片谷会長　それでは、ただいま事務局から朗読をしていただきましたとおり、知事に対しまして答申をすることといたしたいと存じます。

それでは、次第５に移りまして、次第５の受理報告について、事務局から報告をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長　それでは、受理関係について御報告いたします。18 ページの資料５を御覧ください。

７月の受理報告は、環境影響評価書１件、変更届１件、着工届１件を受理しております。区分対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

次に、環境影響評価書について説明いたします。「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」という資料を御覧ください。

池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一市街地再開発事業につきましては、令和８年６月 30 日に環境影響評価書を受理しましたので、その対応について説明させていただきます。

評価書案は、令和６年５月 20 日の第２回総会において諮問され、令和６年 11 月 26 日の第８回総会において知事に答申されております。

当資料は、評価書案審査意見書と評価書との関連について提示しております。評価書の追記ページについては、後ほど御確認ください。

【騒音・振動】の意見として、

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の予測は、Ａ棟及びＢ、Ｃ棟それぞれにおいて解体及び建設工事に分けて行われており、その結果は評価の指標とした勧告基準値と同値又はわずかに下回る値となっている。また、工事期間も長期にわたることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、工事の進捗状況に合わせ、必要に応じて更なる措置を検討すること、との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、工事の進捗に合わせ、必要に応じて更なる措置を実施する等の建設機械に関する環境保全のための措置を追記したとのことでした。

【風環境】の意見として、

風環境における環境保全のための措置として常緑樹を植栽することとしているが、防風植栽に与える日陰等の影響が懸念されることから、防風効果を備え、生育環境に適した樹木の選定等を行うとともに、継続的に防風効果が得られるよう適切な維持管理を行うこと。また、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること、との内容です。

これに対する評価書の記載は、継続的な防風効果が得られるよう適切な維持管理を行う等の風環境に関する環境保全のための措置を追記したとのことでした。

その他の環境影響評価書案からの修正内容につきましては、259 ページからの 10 章評価書案の修正の経過及びその内容に記載されております。

環境影響評価書について報告は以上となります。

なお、7 月受理報告に係る助言事項はございませんでした。

以上となります。

○片谷会長　ありがとうございます。

では、受理報告につきましては以上で終了とさせていただきます。

そのほかに何か御意見等の御発言がありましたら承りますがいかがでしょうか。

特に御発言がないようでございますので、これをもちまして、本日の審議会を終わりとさせていただきたいと存じます。

皆様、長い時間にわたりましてどうもありがとうございました。

傍聴人の方は、退室ボタンを押していただきまして退室していただきますようお願いいたします。

〔傍聴人退室〕

（午前 10 時 55 分　閉会）